大原・岬・勝浦若潮高校統合問題

魅力ある高校づくりを議論できる会の設置

要望実現に向け、県への働きかけを強めよ

大原・岬・勝浦若潮三校統合問題は平成27年度より総合学科高校として統合し、①普通系列②園芸系列③生活福祉系列④海洋科学系列の4つの系列を設置し、進学にも就職にも対応し、地域と連携し、活躍できる人材の育成に向けて魅力ある高校にするよう取り組み中ですが、施設整備や職員配置などは来年度予算でしなければ間に合わないことから、これまで6回開催された「いすみ市の高校を考える会」の議論で出されてきた要望について、更にいすみ市独自でできる「魅力ある高校づくり」の取り組みについて質問しました。

県への要望について①一学年で学習する「産業社会と人間」では様々な専門分野の講師から講義に必要となる6学級二五〇人が収容できるホールが必要だが建設はどうなっているか②多様な学習を選択する事が可能となり、そのために必要な小教室の設置はどうなっているか③LL教室やコンピュータ室など特別教室の充実はどうか④教室へのエアコン設置や個人ロッカーなどはどうか。

また、市の予算でできる魅力ある高校づくり、については7月31日の朝日新聞に出ていたように、生徒確保に自治体で取り組んでいる事例を紹介、職員への特別採用枠や大学、短大などへの入学祝い金、地元就職祝い金などを市独自で実施してはどうか。

（市長答弁）施設整備の要望は現在統合準備室と県教委で進めている。必要ならば応援したい。

（教育長）エアコンについては現在公費設置になっていない。市独自の施策については他の高校に進学する生徒と不公平にならないようしなければならない。

全く、これでは魅力ある高校を作ろうという意欲が感じられません。エアコンはほとんどの家庭で使っている必需品です。洗浄便座でさえ70％近い普及率になっています。快適な学習環境は魅力ある高校の基礎的条件です。統合準備室では県の予算が取れないで困っているという声が漏れ聞こえている。市長は積極的に聞きに行ってほしい。市独自の施策はもっと真剣に検討をしていただきたい。

介護保険施設入所定員529名、待機者465名

待機者を減らす施設整備を

都市部では保育所の入所待機者の解消が大きな課題になっています。全国で5万人いると言われています。地方では特別養護老人ホームの入所待機者が大きな問題になっています。全国では42万人を超えています。いすみ市では、2年前に議会で取り上げたときの待機者は二六三名でしたが、現在は四六五名に急増しています。二年前は介護保険の改正時期でもあり、2年前の答弁では「24時間対応サービスと合わせ、特別養護老人ホームについても早急な入所を必要としている人もいる状況であり、施設整備を次期計画に反映させたい」と答えていましたが、介護保険財政の負担を減らすため、施設介護から在宅介護へ移していく、施設整備は計画に盛り込まれず、入所待機者は今後ますます増え続けることが予想されます。

9月18日厚生労働省は増え続ける特養ホーム待機者対策として、入所基準を要介護3～5に限定し、平成27年度から実施する方針を打ち出しました。それを良しとしませんが、いすみ市で要介護3から5に厳しく限定したとしても待機者は三〇〇人もいます。

介護保険導入時の理念である「誰もが必要な時に必要なサービスが受けられる」安心できる施設整備を中長期の視点で計画的に進めるよう検討してはどうか。

（答弁）ご指摘の通り、多くの方が待機している。施設整備については今年度「いすみ苑」において40床増設が図られる。今後計画的な施設整備を進め、待機者の減少に努めたい。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを

認知症サポーターの育成など

厚生労働省の調査では65歳以上の人の15％四六二万人が認知症と推計され、高齢化が進むにつれて今後さらに増えると予想されています。振り込め詐欺など高齢者を狙った事件も増えています。認知症は誰でもなる可能性がある病気であり、予防というより、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりや理解者を増やすことが重要だと言われている。いすみ市には認知症の人はどれくらいいるのか、認知症になっても安心して暮らせる取り組みとして全国では、「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーンの先進的取り組みが紹介されています。認知症の人と家族を支える地域の人材やサービスなど、地域資源マップの作成や認知症サポーターの育成など、先進事例を見習ってはどうか。

（答弁）いすみ市の認知症と思われる方の割合は30％と全国平均より高い。認知症サポーター養成講座は、認知症について正しい知識を持ち、本人や家族を支援し、暮らしやすい地域を作っていくボランティアの養成で25年度は警察署や金融機関で53名が受講した。今後市職員にも実施を予定している。「認知症でもだいじょうぶ」町づくりキャンペーンで紹介されている活動を前向きに検討したい。

障害者福祉

27年3月までに作成が必須となったサービス等利用計画書

作成状況、専門員の確保はどうか

障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、障害者が福祉サービスを利用するときには、相談支援事業所にサービス等利用計画書の作成を依頼し、その計画書を市に提出するように変わりました。介護保険のケアマネージャーとケアプランに相当するものですが、平成27年3月末までにすべての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画書が必須となりました。

対象者は、障害者手帳、養育手帳をお持ちの方二三四〇人、難病認定者二八六人。対象者すべてがサービスを利用するわけではありませんが、サービス等利用計画書を作成する相談支援専門員、相談支援事業所は足りているのか。サービス利用見込みをどう見ているか、マンパワー不足でサービスの低下が起きないよう人材の育成を急ぐ必要があるのではないか。

（答弁）平成27年3月までに障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画書を作成することになっております。相談支援専門員のマンパワー不足でサービスの低下が起きないよう相談支援事業所と連携を密にし、障害者一人ひとりの状況に必要な支援サービスが提供できるよう努めていきたい。